

## 第1章 総 論

### 1 計画策定の趣旨

我が国の女性一人が生む子どもの平均数（以下「合計特殊出生率」といいます。）は、第2次ベビーブームとされる昭和48年の2.14を境に下がり続け、平成16年6月発表の平成15年の合計特殊出生率は1.29となり、過去最低を更新しました。第2次ベビーブーム世代が、子どもを生み、育てる時期に入っているにもかかわらず、第3次ベビーブームが起こる気配はありません。

この急速な少子化の傾向がこのまま続ければ、人口は平成18年の1億2千800万人をピークに減少に転じ、50年後には約1億人、100年後には今の半数に落ち込む可能性もあるとされており、社会の持続可能性を基盤から揺るがし、今後の日本の社会経済活動の様々な分野に深刻かつ重大な影響を及ぼすことが懸念されています。

このため、国は少子化の流れを変えるもう一段の取組を進めるため、平成15年3月、少子化対策推進関係閣僚会議において「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を決定し、改めて、政府、地方公共団体、企業等が一体となった取組を積極的に進める方針を打ち出しました。

特に、平成15年、16年の2年間は、次世代育成支援対策の「基盤整備期間」と位置づけられ、その第一歩として、「次世代育成支援対策推進法」が平成15年7月に公布されたところです。

「特定事業主行動計画」は、この法律において策定が義務づけられた計画の一つで、国や地方公共団体の機関が職員を雇用する事業主としての立場から、次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するために策定するものです。

三重県教育委員会においても、子どもは社会の希望、未来の力であり、次世代を担う生命が健やかに育つ社会の構築が、何よりも優先されるべき時代の要請であるとの認識のもと、職員が子どもを生みやすい、育てやすい勤務環境の整備を図り、職業生活と家庭生活の両立を支援するため、本行動計画を策定し、公表することとします。

### 2 計画期間

次世代育成支援対策推進法は、平成17年度から平成26年度までの10年間の時限法ですが、この計画は、その前半の期間である平成17年4月1日

から平成22年3月31日までの5年間を計画期間とします。

また、計画は今後概ね3年ごとに見直すこととします。

### 3 計画の推進体制

#### (1)次世代育成支援推進委員会の設置

次世代育成支援対策を着実かつ効果的に推進するため、県立学校管理職及び教育委員会事務局関係所属の担当者を構成員とした「次世代育成支援推進委員会」を設置します。

#### (2)次世代育成支援対策にかかる担当の配置

本計画の計画的な推進、定期的な見直し、「次世代育成支援推進委員会」の運営のほか、次世代育成支援対策にかかる諸業務を着実に進めるため、次世代育成支援対策担当を教育委員会事務局人材政策室に配置します。

#### (3)実施状況の把握及び計画の見直し

本計画の実施状況については、年度ごとに把握するものとし、その結果等を踏まえて、「次世代育成支援推進委員会」が、教育現場の意見に十分留意しながら、その後の対策の実施や必要な計画の見直し等を図ることとします。